

令和7年度えひめ医療DX推進事業委託業務に係る 企画提案募集要領

1 趣旨

本要領は、医療DXを軸とした医療機関同士の協議や情報共有の場の創出、医療情報システムとその取扱いの両面に長けた人材の確保・育成を図るため、県が設置する「愛媛県医療DX推進協議会（仮称）」において、県内医療機関同士で、各医療機関が効果的にデジタル活用検討・実施できる連携体制を構築するとともに、同協議会へ参画する医療機関を対象に、医療デジタル人材育成に資する研修、有識者による医療機関へのコンサルティング支援等を実施することで医療情報人材の確保・育成等に向けた総合支援を行う事業（以下、「本業務」という。）を実施するにあたり、企画提案を広く募集することにより、優れた企画に基づき適切な業務遂行能力を有すると認められる事業者を、公募型プロポーザル方式により選定することを目的とする。

なお、本業務は、愛媛県の令和7年度当初予算の成立を経て実施するものであり、中止や変更があり得ることに留意すること。

2 委託業務の概要

- (1) 業務名
令和7年度えひめ医療DX推進事業委託業務
- (2) 実施期間
契約締結の日から令和8年3月31日まで
- (3) 業務の内容
別紙「業務仕様書」のとおり
- (4) 委託料の上限額
21,478,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 企画提案の応募資格・条件

企画提案に応募できる者に必要な資格は、次のとおりとする。

- (1) 令和5～7年度愛媛県競争入札参加資格者一覧に登録されている、又は参加申込書の提出までに登録が予定されていること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4(一般競争入札の参加者の資格)の規定に該当する者でないこと。
- (3) 参加申込書の提出期限の日から業務予定者の選定までの間に、愛媛県から入札参加資格停止を受けていないこと。
- (4) 企画提案書の提出期限の前日6月間において、振り出した手形又は小切手が不渡りとなり、銀行当座取引を停止されていないこと。
- (5) 民事再生法(平成11年法律第225号)、会社更生法(平成14年法律第154号)又は破産法(平成16年法律第75号)の規定に基づく再生、更生又は破産手続開始の申立てをしていないこと(民事再生法の規定による再生計画認可又は会社更生法の規定による更生計画認可の決定を受けている者を除く。)
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2項に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者に該当しないこと。
- (7) 宗教活動や政治活動を主たる目的としていないこと。

4 担当窓口

- (1) 名称
愛媛県 保健福祉部 社会福祉医療局 医療対策課 救急・災害医療グループ
- (2) 住所
〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2 県庁第一別館2階
- (3) 電話番号
089-912-2450
- (4) メールアドレス
iryotaisaku@pref.ehime.lg.jp
- (5) 窓口対応時間
平日の午前9時から午後5時（正午から午後1時までを除く。）まで

5 質問及び回答

プロポーザル及び業務に関する質問は、次のとおり受け付ける。口頭による質問は受け付けない。

また、提案書類の記載内容及び審査基準に関する質問、他の参加申込者からの提案書提出状況に関する質問、積算に関する質問等は、公平性の確保及び公正な選考を妨げる恐れがあるので、受け付けない。

- (1) 受付期限
令和7年3月5日（水）午後5時まで
- (2) 提出書類
質問書【様式1】
- (3) 提出方法
電子メールにより上記4（4）のアドレス宛送信すること。
※件名を「【質問書】令和7年度えひめ医療DX推進事業委託業務」とし、送信後、上記4の担当窓口へ電話により受信の確認を行うこと。
- (4) 回答方法
質問に対する回答は、令和7年3月10日（月）までに、参加申込者全員に対して電子メールで送信する。

6 参加申込書の提出

プロポーザルへの参加を希望する者は、次のとおり参加申込書等を提出すること。期限内に参加申込書等を提出していない者は、本プロポーザルに参加できない。

- (1) 提出期限
令和7年3月5日（水）午後5時まで（必着）
- (2) 提出書類
ア 参加申込書【様式2】
イ 会社概要【様式3】
- (3) 提出方法
上記4の担当窓口への持参又は郵送とする。

7 企画提案書の作成

プロポーザル参加者は、別添仕様書に基づき企画提案書を作成すること。

- (1) 提出期限
令和7年3月18日（火）午後5時まで（必着）
- (2) 提出書類
ア 企画提案書の提出書【様式5】：正本1部
イ 企画提案書（様式任意）：正本1部、副本4部

- ・企画提案書はA4判両面使用とし、縦置き横書き（横綴じ）とすること。ただし、図表等の表現の都合上、用紙及び記述の方法を一部変更することは差し支えないものとする。
- ・審査の公正を期すため、企画提案書の副本には、会社名、住所、ロゴマークなど参加者を特定できる表示を付してはならない。なお、業務実施スタッフ体制図などには、参加者名を「当社」と記載すること。

ウ 費用見積書【様式6】：正本1部

経費見積書には、積算項目の内訳（数量、単位、単価等）を明確に記載し、本業務の実施に必要な全ての経費（消費税及び地方消費税等を含む。）を計上すること。なお、見積額が委託料上限額を超えている場合、失格とする。

エ 企画提案書の構成

提出する企画提案書には次の項目を必ず記載すること。なお、当項目以外で提案できるものがあれば記載すること。

(ア) 業務の実施方針

事業目的への理解と、業務への取組に対する基本的な考え方を的確に記載すること。

(イ) 業務の実施フロー

事業目的の実現に向け、業務の進め方等を簡潔に記載すること。

(ウ) 業務の実施計画、実施方法

業務実施に係る計画及び具体的な手法を記載すること。

(エ) その他効果が期待できる独自の提案

事業目的の実現のため、提案者が持つ技術・ノウハウ・資源等を活用した独自の提案があれば、具体的に記載すること。

(オ) 業務実施体制

業務を遂行するに当たっての人員体制及び実施スケジュールを記載すること。また、業務実施に必要な又は有用な資格を所持している者がいる場合は、保有資格、実務経験年数、本業務と同種又は類似の業務経歴等を記載すること。

(カ) 同種・類似業務の実績

国、地方公共団体等が発注した業務仕様書5 に掲げる業務と、同種もしくは類似する業務実績及びその実施年度（平成30年4月1日以降）

(3) 提出方法

上記4の担当窓口への持参又は郵送とする。

(4) その他

ア 提出された書類については返却しない。

イ 提案書の再提出は、上記（1）の提出期限内に限り認める。なお、提案書の部分的な差替えは認めない。

ウ 提出期限までに提案書を提出しない参加者は、辞退したものとみなす。

8 審査について

(1) 審査方法

ア 参加申し込みをしたものの応募資格要件及び提出書類の不備等を確認し、これらに問題がなければ選考対象とする。

イ 提案された企画は、（3）に掲げる審査項目に基づき審査する。

ウ 契約候補者選定のため、審査会を開催し、提出された企画提案書等について、原則書面審査により、内容審査・評価を行った後、最良の提案を行った者を契約候補者として選定する。ただし、提出された全ての提案が、契約の目的を十分に達成できない内容であると判断した場合は、契約候補者を選定しない。

エ 審査については、原則、提出された企画提案書等による書面審査で行うが、必要があると認められた場合は、時間、場所及び実施内容等に係る詳細な通知を行った上で、企画提案者によるプレゼンテーション（対面又はオンライン）を実施する。

(2) 審査日時

令和7年3月下旬

(3) 審査項目

次に掲げる項目を総合的に評価して行う。

項目	審査のポイント
業務内容の理解度	・事業の趣旨及び目的を十分に理解し、企画提案者の知見や強みを活かした提案内容になっているか。
専門知識及び経験	・本業務を運営するにあたり、専門的な知識やノウハウ、十分な経験を有しているか。
提案内容の優良性	・業務を確実に遂行するための、具体性、妥当性、実現可能性がある提案内容となっているか。 ・県内医療機関の連携体制構築及び医療DX推進に向けて、事業の成果を県内に波及させる効果が見込まれる内容となっているか。
提案内容における創意工夫	・本業務の実効性を高める観点での独自発想や工夫が盛り込まれているか。
業務遂行の安定性	・スタッフの人数や実績が適切かつ信頼できるものとなっているか。また、県と随時、連絡・調整を図ることができるスタッフが配置されているか。 ・業務工程ごとのスケジュールは適切か。
経費	・業務目的、内容に即した適切な経費が計上されているか。また、経費内訳は明確かつ適切に記載されているか。
実績	・本業務の実施に有用な同種・類似業務の受託実績があるか。

(4) 審査結果

選定結果は、参加申込書に記載された連絡先に電話又は電子メールで通知する。ただし、順位や採点結果を知らせるものではない。

9 欠格事由

(1) 次のいずれかに該当する場合は、応募者を失格とする。

ア 提出された企画提案書等に記載されている文字の判読が困難である場合又は文意が不明である場合。

イ 本募集要領等に従っていない場合（書類上の軽微な誤りを除く）。

ウ 同一の応募者が二つ以上の企画提案書を提出した場合。

エ 企画提案方式による公正な企画提案の執行を妨げた場合。

オ 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案を行った場合

カ その他応募者として適切でない行為をしたと選定委員会が判断した場合。

(2) その他

ア 参加申し込み後に辞退する場合は、参加辞退届【様式4】を提出すること。

イ 参加辞退届の提出があった場合も、既に提出された企画提案書等は返却しない。

ウ 審査は提出された企画提案書等により行うが、提案受付後、提案内容について説明を求めることがある。

10 契約

- (1) 県と契約候補者は、提出された提案書を基に委託事業の内容について協議を行い、仕様書を作成する。この際、提案内容について一部変更する場合がある。
協議が整わない場合、次点の提案として評価した者を契約候補者とする場合がある。
- (2) 協議により決定した仕様書に基づき、契約候補者から見積書を徴し、その額が予定価格の範囲内であれば契約を締結する。
- (3) 別に定める契約書(案)のほか、愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)の規定に準じることとする。
- (4) 契約保証金は、愛媛県会計規則第152条から第154条までの規定により取り扱う。

11 その他必要な事項

- (1) 本提案に要する一切の費用については、参加者の負担とする。
- (3) 本業務により得られた成果は、全て県に帰属するものとする。
- (4) 提案者が企画提案を公正に執行することが困難であると認めるときは、プロポーザルを延期又は取り止めることがある。
- (5) 本業務は、愛媛県の令和7年度当初予算の成立を経て実施する。

【参考】

本募集等に係るスケジュールは次のとおりである。

なお、下記スケジュールを変更する場合には、参加表明者に対して連絡を行う。

項 目	日 程
募集要領の公表	令和7年2月25日（火）
参加申込書の提出期限	令和7年3月5日（水）
募集要領等に関する質問の受付期限	令和7年3月5日（水）
募集要領等に関する質問の回答期限	令和7年3月10日（月）
企画提案書の受付期限	令和7年3月18日（火）
審査結果の公表・通知	令和7年3月下旬（予定）

※各日において、受付時間は執務時間中（月曜日から金曜日。祝日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

様式2

参加申込書

令和 年 月 日

愛媛県知事 中村 時広 様

住所（所在地）

商号又は名称

代表者職氏名

印

令和7年度えひめ医療DX推進事業委託業務のプロポーザルに参加したいので、企画提案募集要領に基づき申し込みます。

また、当方が同要領に規定する資格要件に該当することを誓約します。

電話番号	
メールアドレス	
担当者職氏名	フリガナ
事業者の ホームページアドレス	

会社概要及び実績表

令和 年 月 日

商号又は名称 代表者職氏名			
所在地	本社 (代表者住所)	郵便番号 住所 電話番号	
	県内 支社等 (あれば記入)	郵便番号 住所 電話番号	
設立(結成) 年月日	年 月 日 (県内営業所等の設置年月日 年 月 日)		
資本金			
直近の 年間売上高			
従業員数	人 (県内営業所等の社員数 人)		
業務内容			
会社の特色			
国、地方公共団体等 が発注した当業務と 同種若しくは類似す る事業の実績 平成30年4月1日以降	発注者	主な内容	時期

※既存の資料(会社パンフレット等)で同項目が網羅されている場合、これに代えることができるものとする。

※同種の業務に関する実績があれば、委託契約書(写し)や成果物等、業務内容がわかる資料を添付すること。

様式 4

参加辞退届

令和 年 月 日

愛媛県知事 中村 時広 様

住所（所在地）

商号又は名称

代表者職氏名

印

令和 7 年度えひめ医療DX推進事業委託業務のプロポーザルについて、参加を辞退します。

様式 5

企画提案書の提出書

令和 年 月 日

愛媛県知事 中村 時広 様

住所（所在地）

商号又は名称

代表者職氏名

印

令和 7 年度えひめ医療DX推進事業委託業務について、下記の書類を添えて企画提案書を提出します。

記

企画書

様式6

費用見積書

令和 年 月 日

愛媛県知事 中村 時広 様

住所（所在地）

商号又は名称

代表者職氏名

印

令和7年度えひめ医療DX推進事業委託業務についての見積書を下記のとおりとします。

記

見積価格：_____円

（消費税及び地方消費税含む）

※見積に係る積算内訳を別途添付すること。（様式任意）

内訳には積算根拠（単価、数量、回数、人数等）を具体的に記入すること。